

**「中核市サミット2025 in 福井」開催支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

- (1) 目 的 地方分権の推進と中核市制度の充実強化を目指すため、全国の中核市市長が一堂に会する中核市サミットの福井市での開催において、万全の体制で円滑に運営するとともに、開催を通じて福井市の魅力発信と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
- (2) 業 務 名 「中核市サミット2025 in 福井」開催支援業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日～令和8年2月28日（土）まで

2 業務に要する費用（提案上限額） 15,690,000円（税込）

- ※なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は失格とする。
- ※本業務に係る協議や各種打合せ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日から本プロポーサル参加申込書の提出期限までに間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で、本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会

的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
- ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- ⑤ 本プロポーザルにおいて事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3項又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合には、その組合員又は会社員同士の関係

(8) 複数の事業者により構成される共同体の要件

- ① 共同体の構成員は3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ③ 共同体の代表者が、上記(1)を満たす場合には、共同体の構成員は、必ずしも上記(1)を満たす必要はない。ただし、その場合においても全ての構成員は上記(2)～(7)に掲げる事項を全て満たしていること。

4 説明会の有無

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和7年4月21日（月）（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メール又はFAXにて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。なお、共同体での申請の場合は、代表者が行うこと。

(3) 提出先：「15 本件に係る問い合わせ先・各種書類の提出先」のとおり

(4) 回答日：令和7年4月23日（水）

(5) 回答方法：福井市ホームページに掲載

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を各1部提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式2）
- ②共同体結成届（様式3） ※共同体を結成する場合のみ
- ③参加資格誓約書（様式4） ※共同体を結成する場合は、全ての構成員のもの
- ④会社概要（様式5）
- ⑤福井市一般業務競争入札資格審査申請書の受領書の写し（受付印が押印されているもの又は受付済みであることが分かる書類）

※参加申込時点で資格者名簿に登録されていない者のみ提出すること

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和7年4月28日（月）（必着）
- ②提出方法：下記のいずれかによる。
 - i）郵送（受取日時及び配送されたことが証明できる方法に限る。）
 - ii）持参（受取時間は、平日9時から17時まで。）
 - iii）メール（送受信によるトラブル防止のため、電話にてメールの到着確認を行うこと。）

7 参加資格審査（第1次審査）の結果通知及び審査委員会の実施通知

参加申込書等を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和7年5月2日（金）までにメールで通知する。ただし、審査結果に係る説明は行わない。

また、参加資格審査において「資格有り」となった場合には、審査委員会（第2次審査）に係る案内（審査会場への入場時間及び審査の実施時間等）について、参加資格審査の結果通知と併せて通知する。

8 企画提案書等の作成及び提出

「7 参加資格審査の結果通知」にて、参加資格を有することが認められた者は、次のとおり必要書類を10部提出すること。なお、提出期限までに提出がない場合には、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式6）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③業務実績調書（様式7）
- ④参考見積書（任意様式）※見積書の別紙として積算内訳書（任意様式）を添付すること。
- ⑤再委託調書（様式8）※再委託する場合のみ

(2) 企画提案書の作成要領

- ①原則、A4判、横書きで、枚数は20ページ以内（表紙・裏表紙除く）とする。

ただし、内容等に応じてA3版が適する場合には、片袖折りにして添付すること。

②仕様書及び評価基準書の評価項目に沿って作成すること。

ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。

③企画提案は、1者1提案に限る。

(3) 提出期限・提出方法

① 提出期限：令和7年5月13日（火）（必着）

② 提出方法：下記のいずれかによる。

i) 郵送（受取日時及び配送されたことが証明できる方法に限る。）

ii) 持参（受取時間は、平日9時から17時まで。）

※なお、郵送または持参により提出したものと同一データを、上記提出期限までにメールでも提出すること。

9 審査委員会（第2次審査）

(1) 審査委員会の開催

審査委員会において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、下記のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者特定する。

※以下は概要であり、詳細な内容は「7 参加資格審査（第1次審査）の結果通知及び審査委員会の実施通知」により通知する。

①日時：令和7年5月21日（水）

②会場：福井市役所内の会議室

③審査基準：別紙評価基準書に基づく。

④審査方法：プレゼンテーション及び質疑応答による。

i) プレゼンテーションは1者30分以内とし、その後、10分程度で審査委員からのヒアリング（質問など）を行う。

ii) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

iii) 企画提案書に沿ってプレゼンテーションすることとし、審査委員会当日の差替えや追加資料の配布等は認めない。

iv) プレゼンテーション用の資料が入ったPC及びケーブル等は持参すること。モニター（もしくはプロジェクター・スクリーン）は会場側で準備する。（モニター及びプロジェクターは、いずれもHDMIでの接続となる。）

(2) 審査結果の通知

提案者全者に対し、令和7年5月23日（金）までに、メールにて審査結果を通知する。

また、提案者数及び受託候補者については、福井市ホームページに掲載する。ただし、審査結果に係る説明は行わない。

10 評価基準及び配点

別紙評価基準書のとおり。

11 日程

項 目	日時（予定）
質問書 提出締め切り	令和7年4月21日（月）
質問回答	4月23日（水）
参加申込書 提出締め切り	4月28日（月）
参加資格審査の結果通知 審査委員会の実施通知	5月 2日（金）
企画提案書等 提出締め切り	5月13日（火）
審査委員会	5月21日（水）
審査結果の通知	5月23日（金）
契約締結	5月下旬
業務開始	契約締結後すぐ

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員会を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
- (7) その他、本要領に違反した場合

13 契約

- (1) 受託候補者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 前項の契約が受託候補者の特定から2週間以内に成立しなかった場合には、次点を獲得した提案者を受託候補者として、協議を行う。
- (3) 参加申込時点で、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書について申請中の状態であった場合、契約締結にあたっては、資格者名簿への登録を条件とする。

14 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 企画提案の内容については、「13 契約」における中核市市長会福井市サミット開催事務局との協議の中で、変更して実施することがある。
- (7) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。なお、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載する。
- (8) その他、不明な点については中核市市長会福井市サミット開催事務局に照会すること。

15 本件に係る問い合わせ先・各種書類の提出先

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1（福井市役所本館3階）

中核市市長会福井市サミット開催事務局（福井市総務部市長公室総合政策課内）

TEL：0776-20-5283

FAX：0776-20-5786

E-mail：sougou@city.fukui.lg.jp

担当者：菅谷、細江